

令和4年1月6日

任意継続被保険者 各位

MBK連合健康保険組合

適用担当

Tel 03-5297-1711

## 任意継続被保険者の喪失事由追加のこと

平素より当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法等の一部改正に伴い、任意継続被保険者の資格喪失について今までは「就職」や「死亡」、「保険料未納」以外の事由では喪失できませんでしたが、令和4年1月1日より任意継続被保険者からの「申出」により喪失することが可能となりました。

申出による喪失についての詳細は下記のとおりです。

### ①喪失の申出方法

別添の「健康保険任意継続被保険者喪失申出書」の「**就職以外の理由により喪失希望**」に✓を付け、必要事項を記載して郵送でお送りください。

喪失日は、資格喪失申出書を当組合が受理した日の翌月1日となります。

(投函日ではありません)

喪失日以降当組合より「喪失証明書」を発行いたします。

### ②保険証等の返却について

任意継続の保険証（高齢受給者証や限度額適用認定証をお持ちの方は保険証と一緒に）は、喪失日以降に必ずご返却ください。

### ③保険料の引落について

喪失月の引落しは止めさせていただきます。

但し、喪失後に給付金や補助金等が発生する可能性がございますので、うちよ銀行の口座は3~4か月は解約しないでください。

### ④前納者の保険料還付について

既に前納で喪失日以降の保険料を支払っている場合は、喪失日確定後、還付いたします。

以上

(任意継続被保険者資格喪失申出書)

## 健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書

下記の事由により任意継続被保険者の資格喪失を申し出いたします。

届出日 令和 年 月 日

被保険者証	記号	900	被保険者氏名	印
	番号			
住所	〒 —			
電話番号	( )			
生年月日	昭和・平成 年 月 日			

喪失事由の口に✓してください	<input type="checkbox"/> 就職先の健康保険に加入したため		
	就 職 先	保険証の記号・番号	記号 ( ) 番号 ( )
		事業所名称	
		資格取得年月日	令和 年 月 日
※添付するもの ①MBK連合健康保険組合の保険者証 ②就職先の保険証のコピー			
<input type="checkbox"/> 就職以外の理由により喪失希望 (申出書受理日の翌月1日が喪失日となります)			

健康保険組合記入欄		受付印
資格喪失年月日	令和 年 月 日	
保険料還付	有 ・ 無	
喪失証明送付日	令和 年 月 日	